

第2号 平成17年10月6日(木曜日)

平成十七年十月六日(木曜日)

午後三時二十八分開議

出席委員

委員長 赤城 徳彦君

理事 近藤 基彦君 理事 平沢 勝栄君

理事 水野 賢一君 理事 宮路 和明君

理事 渡辺 博道君 理事 松木 謙公君

理事 松原 仁君 理事 池坊 保子君

猪口 邦子君 小野寺五典君

健田志兵衛君 笹川 晃君

園浦健太郎君 高木 毅君

根本 匠君 福井 照君

松浪 健大君 渡部 篤君

荒井 聰君 北橋 健治君

西村 真悟君 西村智奈美君

漆原 良夫君 赤嶺 政賢君

外務大臣 町村 信孝君

内閣官房副長官 杉浦 正健君

外務副大臣 逢沢 一郎君

外務大臣政務官 小野寺五典君

衆議院法制局第一部長 柏熊 治君

政府参考人

(内閣官房拉致問題連絡・調整室長)

(内閣府拉致被害者等支援担当室長) 江村 興治君

政府参考人

(防衛庁防衛局次長) 山内 千里君

政府参考人

(外務省大臣官房審議官) 遠藤 善久君

政府参考人

(外務省大臣官房参事官) 深田 博史君

政府参考人

(外務省アジア大洋州局長) 佐々江賢一郎君

政府参考人

(海上保安庁交通部長) 枘田 一彦君

衆議院調査局北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室長 前田 光政君

委員の異動

九月二十六日

辞任 補欠選任

中井 治君 北橋 健治君

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

北朝鮮による拉致問題等に関する件

共同声明の中で、北朝鮮は、すべての核兵器及び既存の核計画の検証可能な廃棄を初めて約束しました。これは、今後、六者会合を通じて朝鮮半島の非核化を実現する上で重要な基礎となるものです。今後は、今回の合意を迅速かつ着実に実行に移していくことが重要であり、そのために、関係六者が引き続き建設的に対話を進める必要があると考えています。

また、共同声明においては、六者会合の最終的な目標の一つとして、日朝及び米朝の国交正常化が明確に位置づけられ、日朝関係については、懸案事項を解決することを基礎として国交を正常化する旨の文言が盛り込まれました。このことは、すべての六者会合参加国が、拉致問題を含む懸案事項の解決の重要性を確認し、その上で日朝国交正常化を共通の目標として位置づけたことを意味するものであり、今後の拉致問題への取り組みにおいても極めて重要で意義のあるものと考えます。

十一月初旬到北京にて行われる予定の次回会合では、今回の共同声明を実施に移すための具体的方途、特に廃棄等の手順や検証の問題に関する協議を進めていく考えです。我が国として、引き続き米国との緊密な協力を図りながら、関係各国と間で建設的な対話を進め、朝鮮半島の非核化、拉致問題を含む日朝間の諸懸案の解決を踏まえた日朝国交正常化、そして、北東アジアの平和と安定という大きな目標達成のために、最大限努力していきます。

なお、今般の六者会合の期間中、特に休会明けの九月十三日以降は、日朝間の接触、協議が連日にわたり行われました。その中で、我が方より、拉致問題につき、生存者の帰国、安否不明者の真相究明、拉致実行犯の引き渡しを再度強く求めた上で、このままでは厳しい対応を求める声が日本国内でますます強まる旨を伝え、北朝鮮側の真摯な対応を改めて促しました。また、拉致問題を含む諸懸案を早期に解決するために、日朝の政府間協議の再開に速やかに応じるよう申し入れを行ったところ、北朝鮮側からは、団長の金桂冠外務副相を通じて、日朝政府間対話の再開に同意する旨の回答を得ました。政府間対話の日程や場所等の詳細については、現在、双方で調整を行っているところです。

政府としては、できるだけ早期に政府間対話を実施し、諸懸案の解決を目指したいとの考えであり、特に拉致問題については、一日も早く具体的な成果が得られよう、引き続き全力を挙げて取り組んでまいります。赤城委員長を初めとする本委員会の委員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

赤城委員長 以上で説明は終わりました。

赤城委員長 この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房拉致問題連絡・調整室長、内閣府拉致被害者等支援担当室長江村興治君、防衛庁防衛局次長山内千里君、外務省大臣官房審議官遠藤善久君、外務省大臣官房参事官深田博史君、外務省アジア大洋州局長佐々江賢一郎君、海上保安庁交通部長枘田一彦君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

赤城委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

赤城委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。水野賢一君。

水野委員 自由民主党の水野賢一でございます。

さて、六者協議が開始をされて二年余りたって、今回初めて共同声明が採択をされることになりました。その点で、核問題に関しては一歩前進をしたという見方もあり得るかも知れませんが、もちろん、これは今後詰めなければいけないことがたくさんあるわけですし、その結果を見て、本当の前進だったのか否なのかは判断されると思いますけれども、核問題に関しては一つの動きがあったということは言えるかも知れません。

さて一方、しかしながら、拉致問題に関しては一向に解決に向かっていないのではないかというふうに言えると思います。この六者協議もしくは核問題の陰に隠れて拉致問題が忘れられてしまうのではないかと、もしくは風化してしまうのではないかとという懸念は多くの関係者が持っているところだと思いますし、私自身も、この拉致問題というのは重大な主権の侵害であり、重大な人権の侵害であり、決して許すことのできない犯罪行為である。そうした認識に立って、本日は、拉致問題、とりわけ経済制裁、こうした問題について質問をさせていただきたい、そのように思っております。

さて、昨年末に北朝鮮が横田めぐみさんの遺骨と称するものを提出してきました。そして、それを鑑定した結果を受けて、にせものだということが明らかになって、それを受けて、政府は、迅速かつ誠意ある対応がない場合には厳しい対応をとらざるを得ないということを知田官房長官も会見で言明しておられております。

その後、それから約一年近(が)つております。では、その後、北朝鮮から何らかの誠意ある対応というものがあったのか、お答えいただきたいと思います。

町村務大臣 委員御指摘のような経緯でありました。

現実に、この六者協議の場以外で、少なくとも公式的に、北朝鮮から、こしに入ってから、そうした対応というのはございませんでしたが、六者会合の際に、先ほど申し上げましたが、我が方から拉致問題につき問題を提起したわけでございます。その結果、二国間の協議を再開しようということになってまいったわけでございまして、したがって、これまでのところ、安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側の対応が、迅速かつ誠意ある、納得のいくものがあったかどうかという御質問に対しては、それはそうではなかったと言わざるを得ないのが現実の姿でございます。

水野委員 そうした誠意ある対応が迅速に行われない場合には厳しい対応をとるといことを官房長官もおっしゃり、政府としてのそういう姿勢だったというふうに考えますけれども、では、政府は、その後、北朝鮮に対して何らかの厳しい対応というものをとったのでしょうか。

町村務大臣 これまでのところ、政府として、いわゆる経済制裁、外為法とか特定船舶入港禁止特別措置法の発動、こういったことは行ってきていないわけでございますけれども、国際場裏を通じての北朝鮮へのメッセージ、例えば国連人権委員会におきま人権決議の採択、こども四月にこの決議を採択いたしました。また、G8首脳会議の成果文書につきましても、毎年、こしらのグリーングループにおきましても、総括文書の中で拉致問題に言及をするといったようなこと、あるいは、これも従前からやっていたわけでございますけれども、北朝鮮の麻薬取引とか通貨偽造、こうした北朝鮮による不法活動への対応を、特に日米の閣僚府庁の担当者がよく相談をしながら、対策会議も開きながらその対応を強化するといったようなこと、あるいは厳格な輸出管理をやる、その中には、いわゆるボートスピードコントロールという、昨年の七月以降、条約改正に伴って強化をした対応といったようなことなどを通じまして、北朝鮮に対する圧力というものを漸くとかけている、こういう状態でございます。

水野委員 今、人権決議だとか麻薬取引の問題、通貨偽造に対して、もしくはP S Cなどを通じて厳しい対応をとっているというふうなお話がございますけれども、明らかに、昨年の十二月に官房長官が厳しい対応をとると言ったときというのは、前後の文脈から考えて、これは経済制裁、すなわち特定船舶入港禁止法の発動もしくは改正外為法の発動など、それを含んで言っていたわけですね、というのは、前後の文脈から考えても、当時、外務大臣御自身もいるなかで、経済制裁を含め適切に判断をしいとか、経済制裁は選択肢の一つというふうなことをよく(お)っしゃられていたわけですね。

そういう文脈から考えると、当然のこと、政府がそのとき言っていた厳しい対応を北朝鮮にとるといのは、経済制裁を発動するということ、これは全面的な発動や部分的な発動、いろいろな発動の仕方はあるでしょうけれども、経済制裁の発動ということがあったと思うわけです。では、何ゆえ、そのときはそういうことをほめたいていながら、この経済制裁を発動していないのか、その理由を伺いたいと思います。

町村務大臣 経済制裁は現在でも、もとより圧力の一つの有力な手段であるという考え方は変わってはいないわけでございます。タイミングとか、どういう方法、どういう中身の制裁をするか、圧力をかけるかということとは、その効果との見合いで今いろいろ考えるべきであろう、こう思っております。特に、ちょうど昨年来からこの六者協議の話が同時並行的に進行しております。そうした状況をも踏まえながら、私どもとしては、日本単独での制裁という手段を今とることが必ずしも最適ではなからう、こういう判断をしたものですから、先ほど申し上げました対応を取り続けてきたということでございます。

水野委員 そうすると、昨年政府が言っていた、すなわち、北朝鮮が迅速かつ誠意ある対応をとらない場合には厳しい対応をとるといふふうに言っていたことというのは何だったのかということになるわけですね。

そのときに、政府側は確かに期限は設定をしておりますでした。何月までに回答がない場合には、誠意ある対応がない場合には発動するとか厳しい対応をとるといような、そういう何月という期限は設定していませんでしたな。

その前に、これは外務省のホームページにも出ていますけれども、外務大臣が、具体的な期限、時間というものを切っていないではないかという記者の質問に対して、大臣御自身、期限ということに対しては具体的に切っていないけれども、常識の範囲というものがあるというお答えをいつもしています。これは今の外務省のホームページにも載っております。

そうすると、常識の範囲ということでも、一年近(た)っている、この間に相手側から誠意ある迅速な回答というものが無い、常識的に考えて、迅速という限りは、数カ月という範囲の中で回答があるのが当然だと思うんですね。それにもかかわらず、北朝鮮から一年近(た)ってて回答がない、誠意ある対応がないという中で、しかし、厳しい対応をとらない、制裁を発動しないというのは前の言葉と矛盾すると思うんですね、いかがでしょうか。

町村務大臣 先ほど御報告したように、今回の六者会合、七月二十六日から始まりました。したがって、その前何月間かはずっと、この六者協議にかかわり、いろいろな議論が行われていたわけでございまして、そうした要素もまた私どもとしては考慮に入れながら、対応というものを考えていくというのは当然のことであると思えます。

水野委員 私は、そうすると非常にこのことは残念に思っわけであって、去年の段階で、経済制裁ということを選択肢の一つだとか、それを含めて考えるということをおれだけおっしゃっていないながら、北朝鮮から誠意ある対応がないにもかかわらず、そのことが現実に行われていないというのは、言葉が軽いのではないかといいふうに思いますし、そのときそのときで、弱腰だと批判を受けないために、いわば言葉だけで、制裁を発動するかも知れない、選択肢の一つだということを言っているだけというのは、政府の対応として非常に残念なことだといふふうに思います。

そして、北朝鮮に対しても間違ったメッセージを与えるんじゃないかと思うわけですね。日本側が拉致問題を重視していないんじゃないかというような間違ったメッセージを与えるんじゃないかと思っております。

[会議録本文へ](#)

[このページのトップに戻る](#)

もちろん言葉では、先ほどの大臣の報告にもあったように、北朝鮮側に対して、拉致問題のことは触れているということになります。しかし、この経済制裁ということを実際には結局は行わないだというふうに通ったメッセージを与え、拉致問題を重視していないんじゃないという誤解、それを与えるのではないかというふうには私は非常に残念に思うところでございますけれども、改めてここでお願いをしたいと思っております。

日本政府として、この拉致問題に関して、北朝鮮から誠意ある対応というものが速やかに行われる場合には、経済制裁を廃止するつもりがあるのかどうか、改めてここで伺いたいと思っております。

町村國務大臣 これは昨来から申し上げるとおりの基本姿勢として変わりはないわけでございます。

そして、今委員が、これが、国民が、日本政府が拉致問題を重視していないという間違ったメッセージを先方に伝えることに結果としてなるのではないかと御懸念を示されましたけれども、かかる懸念は全くないどころか、むしろ日本がこの拉致問題というものに大変な最大の関心を持っているということ、さまざまな情報から、それは先方が十二分に理解をしているということについては、これはもう間違いなく断言できることだと私は考えております。

水野委員 これは見解が違ったりか言いようがないですけれども、拉致問題に関して前進があったから経済制裁を廃止しませんよという、これだったらわかるんですね、ところが、今のお話を聞いていても、拉致問題に関しては具体的に前進というのはいわゆる、その中で制裁について現実を発動していないということは、私は、間違えたメッセージを与えるというふうにしてあります。

さて、今回の六者会合においても北朝鮮側に対しては、先ほどの外務大臣の報告の中で、これは参考までに聞いた方がいいと思うんですけれども、北朝鮮側にも、このままでは厳しい対応を求めている声が日本国内ですますます強まるという旨を伝えたというふうには先ほどの報告にもございました。

これは、実際に行ってきたとして交渉したたれた方に聞いた方が、アジア大洋州局長に聞くべきところかもしれないけれども、僕は、この言い方というのはちょっと弱いんじゃないかと思うんです。このままでは厳しい対応を求めている声が国内ですますます強まるという言い方というのは、いわば口ごみない話なわけですね。実際に経済制裁を廃止するかどうかというものは政府が行うわけです。政府が決断するわけなんです。改正外法としては、これは閣議決定とかを経て政府が実際に発動するわけですから、政府の意思として発動するぞということのことは伝えたくて、この表現だと、国内でそういう声が出てきちゃいますよというふうなことは北朝鮮側に伝えたいということになりますけれども、政府自身がやるぞという、その気概というものを示したのかどうか、その辺、佐々江さんに伺いたいと思っております。

佐々江政府参考人 先般の日朝間の協議におきましては、私の方からこの問題について、特に昨年十二月以来一切進展がないということについて、これは極めて遺憾である。したがって、この問題が進展しなければ日朝関係の全体の進展もないんだ、そういう文脈の中で、この問題について、拉致問題について進展がないということについて日本の朝野において非常に厳しい声が上がっている、その声はますます強くなっている、そういう中で日本政府の立場は御存じでしょう、厳しい措置ということがあるんですよ、私は伝えたいと思っております。

水野委員 これと今とどう違うのかは言っておりませんが、そういう中に、我々ははずっと検討している状況の中にあるのだ、そういうメッセージは向こうにしっかりと伝わっていると思っております。

水野委員 これも大臣でも局長でも結構なんですけれども、共同声明の中にも、共同声明に拉致という文言は入っていないんです。もちろん諸懸念というふうなものの中には拉致は含まれるわけなんです。この拉致という文言を共同声明の中に入れてもらえなかった、これで十分だということをお考えでしょうか。

佐々江政府参考人 御承知のように、この六者協議の合意文書というものは、交渉の結果として出てきたものでございます。この交渉のやりとりをめぐっては、我々は、北朝鮮との間で、日朝平壌宣言に基づいて日朝間の諸懸念を処理する、そして過去を清算して国交正常化をする、そういうことが基本であって、その中に、当然のことながら、その諸懸念というのは、日本にとっても最も重大な諸懸念というのは拉致問題であるということ、交渉のやりとりで極めて明白になっているわけでございます。

他方、全体の中でどこまで個別具体的な問題に言及するべきかということについては、交渉上の結果そういうふうになったというふうには御理解いただきたいと思います。

水野委員 交渉の結果だと、それは日本側が要望するものが全部入るわけじゃない、これはある意味で妥協するべきですよ、しかし、そのことを言えば、例えば北朝鮮側の具体的な求めていたものというのは、軽水炉がありましたよね。これは具体的な軽水炉という文言も共同声明の中に入っているわけですよね。莫大のエネルギー支援というものが入っているだけじゃなくて、軽水炉という極めて具体的な話まで北朝鮮側のものはあった。しかしながら、日本側の求めていたものは、具体的な拉致という文言は入らない、諸懸念という極めて茫漠とした中で、それは前後の経緯を考えればわかるでしょう、そういうような形になってしまった、これで十分な結果だったというふうには、満足できるというふうにお考えなのかというふうに聞いています。

佐々江政府参考人 いずれの交渉でもあると思いますが、完全に我が方が満足する交渉結果というのはいないと思っております。私も、今の案文にすべて満足しているかといえば、満足していないというふうには思っております。しかしながら、与えられる環境、状況の中で、二国間の問題をまずこの六者という多国間の場で持ち上げてそれを認知させたい、ここに我々の最大の交渉の目標があったわけでございます。その中で、先生おっしゃられるように具体的に書き込めれば私もベストだと思えますけれども、そういう意味では、不十分だとすれば、それはそういう評価もできるかもしれませんが、この問題については、北朝鮮も含めて、他の五カ国すべてが日朝間の諸問題について、これは本会議の場でも申し述べましたけれども、日本政府は、何ども拉致問題に言及して、この問題の解決が必要だということを言っているわけでございます。そのことについて何ら誤解のあるようなことはないというふうにしてあります。

水野委員 この点は、おっしゃることとはわかることはわかるんですけれども、今後も毅然とした姿勢でこの拉致の問題というのを取り上げていただきたいというふうには思っております。

さて、外為法による経済制裁というの、実は必ずしも特殊なことではない、戦後の日本も何度もやっていったことなわけですね、外為法に基づいて、例えば送金をとめるとか貿易に制限を加えるというのは、過去にどういふ国々に発動した例があるのか、具体的な国名をお答えください。

蓮潔政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘の、我が国がこれまで外為法に基づきましていわゆる経済制裁措置を発動した国等としては、イラク、クウェート、リビア、アンゴラ、ユーゴ連邦共和国、クオアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リベリア、ハイチ、シエラレオネ、南ローデシア、南アフリカ、ナミビア、イランでございます。

水野委員 今のように、実は経済制裁というの、日本も多くの国々に対して発動したことがあるわけですね、これは国連決議などに基づいて発動したり、いろいろな理由はあるわけなんですけれども、今の中でも、例えばアンゴラとかナミビアとかシエラレオネというような国々に対してどうも発動した例というのが、

では、なぜ、そうした国々に対して経済制裁を発動したにもかかわらず、北朝鮮側、核開発し、ミサイルを飛ばし、なおかつ拉致問題を起こし、その解決に誠意を見せない国に対して、ちゅうちゅうする必要があるのか、私はこのことを改めて指摘したいというふうには思っております。

さらに、これは国土交通省に向うべきだと思うんですけれども、船の入港、万景峰号が二〇〇三年、二〇〇四年にそれぞれ何回日本の港に入港したか、また、万景峰号を含む北朝鮮籍船が何隻二〇〇三年、二〇〇四年に入港しているかを伺いたいと思っております。

橋田政府参考人 御説明申し上げます。お尋ねの二〇〇三年及び二〇〇四年の特定港への万景峰号の入港実績並びに北朝鮮籍船舶の入港実績の総数でございますが、二〇〇三年におきましては、万景峰号が十隻、二〇〇四年におきましては、万景峰号が十六回、同号を含む北朝鮮籍船舶の入港実績は一千四百三隻となっております。

水野委員 今のお答えもかまらなく、これだけ北朝鮮の経済制裁問題というのを国内で議論をしても、例えば、今の例が典型だと思うんですけれども、船舶の入港数というの自体がふえているわけですよね、万景峰号、二〇〇三年には十回だったものが翌年には十六回に、そして全体の船舶も三けたたのものが四けた二〇〇三年から二〇〇四年でふえています。

少なとも放置をされているという中で、これだけ問題になっているにもかかわらず増加を続けているというふうなことは、私は極めてゆゆしいことだと思いたすし、だからこそ、せつなく成立をさせた特定船舶入港禁止法もしくは改正外為法という法律を活用すべきじゃないかというふうには私は考えております。こうした法律というのは、乱用をすべきではないかもしれないけれども、室の持ちくたれにすべきではないかというふうには考えております。

さて一方で、今制裁の話をしているんですが、最近、制裁どころかむしろ支援をすべきだというような声まで、その中で何点が質問をしたいと思っております。

今、軽水炉支援の、軽水炉の話も出てきた、そうすると、支援をすべきだという声も出てくるでしょう、もしくは、軽水炉ができてきた間に、例えば重油とかその他のエネルギーというものを中継ぎ措置として、経過措置として支援をすべきだという声というの、今後はますます次回六者協議などでも出てくる、支えられない。

さて、ここで外務大臣に伺いたいと思えますけれども、拉致問題が解決をするまでは、日本政府としては、軽水炉の支援もしくはその他のエネルギーの支援というものも方針としては、実施し、という理解でよろしいでしょうか。

町村國務大臣 これは日本政府としては、日朝平壌宣言に基づいて、拉致、核、ミサイル、こうした北朝鮮との間の諸懸念を包括的に解決した上で国交正常化をする、この方針は一貫して持っているわけでございます。その上で、拉致問題の重要性というのには委員先ほどから御指摘のとおりでございます。一刻も早い解決をしなければいけない、これも当然のことであるわけでありまして、

その中で、軽水炉の提供の問題というのが確かに書いてございますが、これはお読みいただければおわかりのとおりに、この共同声明の中で、北朝鮮以外の参加国は、適当な時期に、北朝鮮への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意したと書いてありますけれども、この前提の議論は、北朝鮮がまず信頼のおける国際的な検証のもとで、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄する、同時に、NPTとIAEAの保障措置などを含めて、原子力の利用に関するすべての国際合意及び規範を完全に遵守し、国際社会からの信頼を構築した後に行われるもの、このようにございまして、この点についても北朝鮮側がいやうなことが何かが言っているようではございますが、この点については他の五者は全一致同意であるというところでありますから、実は議論の余地がないわけでございます。

また、北朝鮮上エネルギー支援についてもお触れになられたけれども、現時点では具体的に何も決まっていなくて、先ほどの御質問に対しては、先ほどの御質問に対する答えになるのではないかと考えております。

また、踏まえた上で、関係国間で議論、検討していくということに相なるわけでございます。そういう御理解をいただければ、先ほどの御質問に対する答えになるのではないかと考えております。

水野委員 例えば、日本が経済制裁の議論をしても、日本以外の国、特に中国などが北朝鮮に対していろいろな支援を行っているというふうには言われております。その中国から北朝鮮に対しての経済支援というものの実態がどういふ状況なのかというの、どういふふうに外務省として把握していますでしょうか。

滝沢副大臣 中国は、北朝鮮を含めさまざまな国、とりわけ途上国に対して中国の立場で援助をしております。北朝鮮に対して中国が行っております経済支援について、個別の援助について、確かに、具体的に公表されているものもございまして、

例えば、直近で申し上げますと、二〇〇四年の例でございますが、竜川核爆発事故が多量に発生した。その見解は、総額一千万の無償援助を表明しております。あるいは、その前年の二〇〇三年の七月には、エネルギー用のディーゼル油でありますが、一万吨無償で提供することを決定したと発表、要人の行き来の際にそういうことを公表する例が多量に発生しているというふうには、そのように、個別の援助について公表されているものもあるわけでありまして、必ずしもその全体像が明確になっているとは言い切れない、そのように承知をいたしております。

あらゆる情報入手しながら、分析しながら、その全体像をできるだけの確実かつ努力を政府としてもいたしておりますことを申し添えておきたいと思っております。

水野委員 この対話と圧力ということが対北朝鮮外交で言われている中で、例えば圧力をかけていくとしても、中国が一方で支援をしているというのでは、せつなく国際的に圧力をかけるという段になっても、これがいわば露骨な駆け引きになってしまうということもあり得るわけですね。

日本としては、少なくとも、北朝鮮に対して支援をしないでくれというふうなことを中国側に働きかけるとか、このことを今までの交渉で取り上げたり、もしくは問題視したり、抗議したりした、そういうようなことというのはありますでしょうか、大臣、お願いします。

滝沢副大臣 先ほど大臣も答弁をいたしましたように、国際情勢において、例えば国連の人権委員会での決議等も含めて、あらゆる国際社会の協力も得る中で圧力をかけてきた、そしてこれらも十分にいかんではない、という立場に我が国はあるわけでありまして、個別具体的に中国に政府に対して、中国が北朝鮮に対して経済支援を行っている、それをすべてやめてほしいというふうなことを申し入れてきたことは今までのところにはございません。

水野委員 その点については今までいっていることとはよくわかったけれども、今後、その点に対して問題提起をしていくというおつもりはございますか。

滝沢副大臣 それぞれの主要国々がそれぞれの立場において外交その他の活動を行っている、それはそれぞれ尊重されるということが大原則であろうかと思っておりますが、北東アジアの全体の安全にかかわること、人権にかかわること、そして、とりわけ拉致問題というのは我が国にとって最重要の課題である、そういうことを正しく周辺国に理解してもらい、その必要性が大きいものであるということも当然のことです。

具体的に中国に対して近い将来そういうことがあり得るかどうかということについて、今現在、明確に申し上げる状況にはなろうかというふうには思っておりますが、あらゆる状況の変化、可能性、そういうものを否定するものではないというふうには申し上げておきたいと思っております。

水野委員 時間でございますので、簡単に最後にしたいと思いますけれども、きょうの韓国の中央日報によれば、日本と北朝鮮の政府間対話、これが再開で合意をしていたのが、来週中に審議官級の出席によって行われるというふうな報道が出ておりますけれども、これは事実でしょうか、いかがか。これは局長ですが、参考人ですが、だれでも結構です。

町村國務大臣 それは全の誤報であります。

水野委員 以上です。

赤城委員 長、鍵田忠兵衛君。

鍵田委員 自民党奈良一区の鍵田忠兵衛でございます。この七月まで私も実は奈良の市長をさせていただいておりまして、今回の選挙で当選をさせていただき、そしてまた、まだまだ右も左もわからない一年生でございます。

何分にも、国会でこうやって質問をさせていただくのも初めてでございますので、非常に緊張感を感じておるところでございます。

赤城委員長を初め諸先輩の皆様におかれましては、何とぞ御指導のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

この拉致の問題には私もかねてより強い憤りを感じておりました。

昨日、横田くみさんが四十一歳のお誕生日をお迎えになられたわけでありまして、

実は、私にも六歳の娘がおります。娘でございます。孫じゃないんですが、非常に私にとってもかわいい娘でございます。もし自分の娘がある日突然いなくなり、そしてまた音信不通になって消息がわからなくなった、こうなってしまうと、本当に胸が痛む思いがするわけでございます。

御家族の皆さんの本当に悲痛な叫びというもの、これは連日、テレビ等マスコミを通じて放送されておりましたので、私も深く心に刻まれてきたわけでございます。

粘り強く海外そして政府に対して交渉を続けてこれた御家族の関係の皆様方には心から敬意を表しますとともに、また私も、皆様と同じ気持ちで、国会議員としてこの問題に取り組んでまいりたいと心を新たにしておりますのでございまして、

さて、今回の六カ国協議でございますが、協議が進展したと同時に、積極的な交渉が持たれたとお聞きしております。

実際には、拉致問題について交渉の中で話をすることができたのかどうか、また、今後の交渉の余地があるのかどうかというところ、まず外務省の見解をお聞かせ願いたいと思っております。

町村國務大臣 鍵田委員のお父様は私と当選同期でございます。大変に親しく御指導をいただいたという記憶を今も持っておりますが、また引き続き、忠兵衛先生にもよろしくお願ひを申し上げる次第であります。

先ほどの水野委員とのやりとりの中で申し上げたこと若干重複いたしますけれども、先般の六者会合の中で、基調講演などの発言の場において、日本は、日朝平壌宣言に基づいて拉致、核、ミサイル、こうした諸懸念を包括的に解決した上で国交正常化を実現していくという立場は変わっていないというところで、この拉致問題というところの六者協議の場で明確に提起したわけでございます。

また同時に、日朝間の話し合いの中で、この拉致の問題につきましては、生存者の帰国、真相の究明、そして拉致容疑者の引き渡しを求めているところでございまして、

こうしたこともあつまり、今回の共同声明の中で、これは二国間だけではなく六カ国の中で確認をされたことであるわけでありまして、日朝双方が、平壌宣言に従って、不幸な過去を清算し懸念事項を解決するというを基礎として、国交を正常化するための措置をとるというふうにも明記をされたわけでございます。

この懸念事項に拉致問題が含まれることは先ほど局長からお答えをいたしておりました。大切なことは、この六者会合の最終目標の一つとして、懸念事項を解決した上で国交正常化するという位置づけができた、これは二国間だけの話だけではなくて、六者全体でそれを確認したということに大きな意味があったら、私はこう思っております。

さらに、日朝間で話し合い、一生懸命に交渉をしようということも含意をいたしましたので、改めてこの場を通じて拉致問題の解決を初めとする諸懸念の解決に努力をしていくというふうには考えているわけでございます。そういう意味で交渉の余地はあるんだ、私どもはこうやって、今後一生懸命に取り組んでいかなければいけない、また、全力で取り組むところ、先ほどお話しになられた横田さん御夫妻、お父様、お母様を初めとする御家族の悲痛な思いにこたえる唯一の道である、このように政府自身もしっかりと認識をしております。

鍵田委員 ありがとうございます。

続いて、今度は、六カ国の懸念であります KEDO、いわゆる朝鮮半島エネルギー開発機構についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

この問題は共同声明をめぐって最大の焦点となつたわけでありまして、北朝鮮が、NPT、核不拡散条約締結と、そしてまた、IAEA、国際原子力機関の査察を受け入れるという大前提が必要となつております。仮にこの二つの大前提をクリアした場合は、我が国として、KEDOの再開について、基本的な考え方が残りますか、という問題が残りますか、基本的な考え方が残るのかどうかを御承知願いたいと思っております。

佐々江政府参考人 お答えします。お尋ねをさせていただきます。今先生が述べられたとおり、先般の共同声明におきましては、適当な時期に、軽水炉の提供問題について議論を行うことに合意したということでありまして、この適当な時期ということについての我々の、北朝鮮を除くほかの国々の考え方というのは、先ほど先生が言われましたように、NPTそしてIAEAの保障措置への復帰といったことが前提となるということでございます。その際、我々の立場というのは、初めて議論できる、このように立場でございます。

そもそも、これは提供するという約束をしていないということでございます。そういう状況になったときに、果たして提供するかどうかという点も、そこから議論がスタートしなければいけない問題だろうというふうには思っております。したがって、そういう状況の中で、現在の枠組みでどういふ関係にあるのかということも含めて議論をしなければいけないけれども、今のところ、具体的な枠組みでどういふふうにするのか議論するに極めて時期尚早であるというふうには思っております。

鍵田委員 ありがとうございます。

続いて、六者協議の共同声明が採択され、その中で、平和共存、これを約束し、エネルギー、貿易、投資の分野での経済的な協力を二国間または多国間でも推進するとなつておりますが、この状況下での経済制裁は確かに難しいと思っております。

私が懸念するのは、拉致問題が置き去りにされ、進展がない場合、日本に残るのはやはりこの経済制裁のカードしかなく、このカードはしっかりと残しておくべきであると思っております。つまり、今後の日朝間交渉を注意深く見ながら、発動するときは発動する、また、その用意をしておくべきであると考えておりますが、この点についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

の質問については、杉浦官房副長官、よろしくお願いいたします。

杉浦内閣官房副長官 先日、家族会の方々とお話しする機会がございまして、横田夫妻初め関係者、多くの方とお目にかかっていますが、もう一時間くらいですが、一刻も早く経済制裁を発動すべきだという御意見その他伺いまして、拉致問題にしっかり取り組まなきゃいけないという思いを新たにした次第でございます。

先生のおっしゃった点は、基本姿勢としては私も基本的に同じだと思いますが、北朝鮮が拉致問題に真摯に取り組むように、今度は六者協議で約束を、日朝間で取り組むということを約束したわけでありまして、まだ時期は決まっておりますが、日朝の協議も再開いたします。六者協議も十一月に行われるということでございますが、双方において、引き続き、圧力をかけながら対話を通じた解決を図っていくという方針に変更はございません。そのときも申し上げたんですが、経済制裁は可能な手段の一つではあるけれども、まず経済制裁ありきではない、経済制裁が目的ではないんだということ、家族会の方々にも申し上げた次第でございます。大事なことは、やはりどのようなタイミングで、またどのような方法で圧力をかけるか、かけることが拉致問題の解決に資するかどうか、最大の効果を上げることができようかということでございます。国連の人権委員会と問題にしたり、あらゆる国際会議の場で問題を提起したり、六者協議でも圧力をかけておるわけでございますが、制裁につきましてもその一つでございますが、政府内部において、さまざまな可能性を念頭に置きながら検討を進めてまいっておりますところでございます。これから再開される政府間対話六者会合、これは核問題が中心であります、そういう交渉で、そういうさまざまな状況を見ながら、引き続き検討していきたいと考えております。

農田委員 ありがとうございます。

次に、質問というより確認をしておきたいと思うんですが、政府はかねてより、拉致問題の解決なくして日朝外交正常化はないとおっしゃってこられたわけですが、ここは変わっていないですよ。そしてまた、ここは大変大切なところでありますので、はっきりと御答弁をお願いしたいと思います。

町村務務大臣 委員御指摘のとおりでありまして、日朝平壌宣言にもありますように、核、拉致、ミサイル、こうした諸懸案を包括的に解決した上で日朝外交正常化を図るといふ考え方でございまして、この考えは始終一貫をしているところでございます。

農田委員 外務大臣、ありがとうございます。

さて、三年前の九、一七後に、美智子皇后様が、「何故私たちが、自分たち共同社会の出来事として、この人々の不在をもっと強く意識し続けることが出来なかったかの思いを消すことができます。」、このように語っておられたわけでございます。まさに日本政府は、北朝鮮の拉致から日本国民を守れば、拉致事件とわかってからも、この問題を政治の最優先課題としてこなかったのではないのでしょうか。これからは、やはり日本の外交というものを、弱腰な弱腰だとよくわかっておりますが、しっかりと強い気持ちを持って、そしてまた、強い対応をこれから北朝鮮にも引き続きやっていただきたいと思っております。

この辺のところを要望させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

赤城委員 次、園浦健太郎君。

園浦委員 自由民主党の園浦健太郎でございます。

千葉五区から、今回の選挙で初めて当選をさせていただきました。今後、委員長それから皆様方におかれましては、よろしくをお願いいたします。

では、早速質問をさせていただきます。

今回、六ヶ国協議を終了いたしました。初めて合意文書が交わされたという点においては、非常に評価されるべきことであると考えております。また、日朝の二カ国協議について再開に合意をされたということでございすけれども、この二カ国協議の実施の見通しについて、今どうなるのかというところをお教えいただきたいと思っております。

町村務務大臣 六者協議の過程についてはお話ししたとおりでございます。そして、日朝間で話し合いというものがこの合意文書に基づいて行われていく、これは多分、米朝間においても同じであろう。日朝、米朝、それぞれ話し合いが行われるということが今後の合意文書に改めて書かれておきます。

その後、北朝鮮との間で事務連絡を、開こうということでもやりとりをしておりますが、現時点でその話し合いが、話し合いというやりとりがまだ調整が完了しておりませんので、いつ、どこで、どういう形ということについては、現状、本日現在は、まだ何も決まっているとはございません。

園浦委員 次回の六ヶ国協議が十一月にも開かれるという話で承っておりますけれども、とするならば、二カ国協議、日朝協議は、できればその前に開く方がいいのではないかとおもうんですが、外務省はいかがお考えでしょうか。
町村務務大臣 確かに先般の六者協議では、今回はこの十一月月初旬の今後の協議を通じて決定される日、要するに初回ごとに行われるであろうということでございますが、その十一月月初旬に日朝間の話し合いが行われるということをお考えするのは極めて常識的なことである、私もそう思っております。

園浦委員 常識通りというわけにはよくわかっておりますけれども、特に遺骨の問題について、このところを見ると、行ったか来たりという、当然、非は向こうにあるわけですけれども、非常に日本の我々国民の感情を逆なですような対応を北朝鮮側がしているというふうには私には感ずるんです。

日朝二カ国協議について、当然その遺骨の問題が最大の課題になっているというふうにお考えしておりますけれども、この協議に臨むスタンス、それについてはもうある程度省内で方針は決まっておりますので、決まっておたらお伺いをしたいと思います。また、決まっておたらお伺いをしたいと思います。

町村務務大臣 この点につきましてどういうスタンスで臨むかということについては、私どもの考え方は、当然お話をするように非常に明確でございます。まず、生存者があられば、それは当然早期に帰国をさせること、また真相解明をするということが必要である、また拉致を防止、犯罪を犯した人の処罰という三点に大体尽きるのかな、こう思っております。また、その過程の中で、今委員の言われた遺骨の問題というものも取り上げられるであろう。

私どもは、世界最高の水準の知見をもって行ったこの遺骨が横田めぐみさんのものではないということを明らかにしたわけでございすから、その点についてはもう全く疑う余地がないところでございまして、これについて北朝鮮がいろいろの発言をしていることを私も承知はしておりますけれども、この点についてはもう全く議論の余地がない問題だ、こう私どもは考えているわけでありす。

園浦委員 ありがとうございます。

ぜひとも強い態度で臨んでいただきたいというふうに思います。

さて、そして、北朝鮮側との不誠実な対応、それから国連の人権委員会の声明などを我が国の国民の皆さんが見るにつけて、ぜひとも経済制裁という話になってくかと思うんですが、キューバの例、それからさまざまな例を見てもなかなか非常に難しい、要するに効果も非常に限定されるのではないかとお話しがございまして、国際的な環境を醸成する用意が非常に必要になってくかというふうにお考えしておりますけれども、北朝鮮に対する経済制裁を行った場合に、諸外国、特に米中韓口々の協力それから支援は得られるのであろうかということをお伺いをしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

外々江政府参考人 経済制裁の再開につきましては、私は、対話と圧力のバランスというものが非常に重要であるというふうにお思っております。経済制裁をかける際には、それが目的を達するようタイミングと方法が必要であるというところは累次申し述べてきているところでありすけれども、その際に、今先生が言われたように、これを国際社会がバックアップしている、支持している、そして、北朝鮮と経済関係を持っている主要な国がこれに同調するということもその効果を示す上で極めて重要であるというところは明らかであると思っております。

現時点において、先ほど御議論がございましたけれども、実際、北朝鮮との経済関係を見ますと、日朝間で非常に減少しているところ、中国と韓国の貿易がふえています。そういう意味で、経済の実態からいえば、我々も、こういう経済の実態を見ながら、これらの国の関係、あるいはこれらの国々が北朝鮮という関係にあるかということも考えながらやっていかなければならないというふうに思っております。

園浦委員 今お話をいたしました中韓の、対中国、対韓国というところは非常に貿易量が上がっている、ふえているというお話でございましたけれども、日朝間の貿易、減少していると思うんですが、現在の状況と今後の見通し、貿易量の見通しについては、今どういう状況になっているのか、お教えをいただきたいと思っております。

外々江政府参考人 数字でございますが、これは二〇〇四年の数字でございますが、日朝貿易につきましては、輸出入を合わせまして二億六千万ドル、約二百七十三億円でございす。これは、前年に比べますと約一％、一〜五％の減であるということで、最近、貿易が減ってきているわけでございます。

これにはいろいろ理由があると思っております。最近の北朝鮮の情勢の中で、やはり日本との貿易について慎重な、北朝鮮側にも理由があると思っております。また日本側にも理由があると思うわけでございす。そして、今の現状の中で今後北朝鮮との貿易がどういふふうになっていくかということでございますが、これはちょっと先の見通しでございますので、具体的にどれくらいふえる、ふえないというところを言うのはちょっと困難でございますけれども、私としては、今のような情勢が続く限りは、北朝鮮との貿易がまたふえることは当面見込んでおらんというところでございす。

園浦委員 貿易の状況も含めて、今、いわゆる北朝鮮の法律がございす国会で成立したわけですけれども、経済制裁を実際に行った場合に、諸外国へのメッセージという効果は非常に大きいと思っておりますけれども、実効果というのがどのくらい見込まれるのかというのを、試算とかそういうのは難しいというけれども、その辺があげられておきたいと思っております。

外々江政府参考人 この経済効果、実は民主党の方のシミュレーションチームで以前報告レポートもいただいておりますけれども、これはいろいろ試算があり得ると思っております。いろいろの条件がありますので、なかなか一概に申し上げることは難しいと思っておりますけれども、非常に単純な前提、例えば、日朝間の貿易、先ほど申し上げたように、総額で約二億六千万ドルでございます。我が国の輸出が約一億ドル弱でございますけれども、この影響を輸出入すべての貿易を考慮するというような例えれば前提となれば、これに相当する規模の前戻りになります。それは、波及効果として当然発生してまいりますから、それがさらに縮小効果もたらすということで、大きな影響を理論的には当然あるわけでございます。

しかしながら、今、現時点で日本だけでこういうことをやると、実際上、それの及ぼす効果について、ほかの国々の代替効果というものもあるわけでございますから、一概に、それだけがすべて打撃を受けるかどうかということについては御議論のあるところだと思います。

園浦委員 ありがとうございます。

効果が限定されるにしても、日本という国がこの拉致という問題、いわゆる国家犯罪、テロに取り組む姿勢を示す諸外国へのメッセージという意味でも、経済制裁すべきではないかという議論もあり、私も実際そういうふうにお考えんですが、外務省はその点についていかがにお考えかということをお聞かせいただきたい。

町村務務大臣 先ほど申し上げました。例えば、国連の人権委員会においてこの北朝鮮の人権問題が取り上げられるわけでございます。現実、ここの春ですが、可決をされたんですが、その票差というのは実にわずかなものなんです。という点、人権問題があるということのみならず多分認識はしているだろうと思っておりますけれども、それは、それが国際社会の中でどう認識されるか、これは拉致以外にもほかにもいろいろ人権問題があるわけでありすけれども、日本のような感覚からすれば、もう世界じゅうの国がみんな賛成だとか当然言うであろうと思っておりますが、現実はそのように、投票のその細い数字や何かを言ってしまうにはいかならないところがある。もう実にわずかな差ではないか。これを今度の国連総会に持っているかどうかという話もあるんですが、これについても総論で果たして可決できるかどうか、相当な活動をやっていかならない、下手をすれば決断をされるかもしれないといったような雰囲気というのが国際社会にはある。それはなぜかという、やはりそれその国がいろいろの理由があるだろうと思っておりますが、それその国にまた人権問題があったりすると、北朝鮮がやられれば、次に自分もやられるということについての恐れはいましようか、波及効果を気にするという向きもきこえるだろうと思っております。あるいは、原理原則論で内政干渉といったようなことを言う向きもあるのかもしれない、いろいろの理由から、必ずしも国際社会でそうした、例えば人権委員会といったような場でも、そうすんなりいかならないという国際社会の現実があるということは事実だろうと思っております。

しかし、それではないというところで、今般の国連改革に向けての成果文書の中で、今度は人権委員会ではなくて人権理事会という、もう一段強化された形の中で人権問題を取り扱っていくという国際的な動きがあり、そのことが成果文書にも書かれておりますので、それは、この人権問題についての国際的な取り組みはより強化される方向にあるだろう、それは大変歓迎すべきことである、こう思っているところでございす。

私自身も、中国あるいは韓国の外務大臣、もちろんアメリカの外務大臣、あるいはロシアの外務大臣と、この問題、拉致の問題について話をしたことがございす。そして、日本国民の激しい怒り、当然これは制裁という意見が強くなる、国会の中においてもあつたことを申しあげましたけれども、特に韓国、中国は、その点については非常に否定的な反応しか返ってきていないという現実があります。手段に限らず、拉致問題がもたらすであろうか、いざそれが制裁という手段に行かぬかということについては、例えば、韓国、中国両国からは、その反応は至ってクールなものであったという現実もあるということは御報告をしておかなければいけないかな、こう思っております。

園浦委員 ありがとうございます。

ぜひ、世界の世論の勢になるように、これからも頑張ってくださいというふうに思います。

さて、先ほど、経済制裁を行うに当たって、タイミングを図らなければならない、タイミングがあるというお言葉をちょうだいいたしましたけれども、では、このタイミングというのは、その一言だけではなくて、国民の人たちが聞いて、どういふ状況が整ったら経済制裁をやるタイミングになるのか。

このままだと、先ほどかとも意見に出ているように、カードを持っているだけで、使わないで終わってしまう。もちろん、使わないで拉致問題が完全解決されたらそれにしたことはないんですけど、このまま使う気はないんじゃないのかというような疑念を抱かされてしまうような状況にあるかと思っております。このタイミングというのは、どういう状況を目指すのかをぜひともお教えいただきたいと思っております。

町村務務大臣 まことにいろいろ御質問だとは思いますが、しかし、ここで今般に、日本政府もいろいろ条件、状況というものを考えるわけでありす、それを全部こちらで話すということは相手側にとっては最も喜ぶべきことなだろうと思っております。その点を今ここでお話しするのはやはり不適切なわけではなからうかと思っております。御理解を願います。

園浦委員 では、その点については、初めての質問でございますので、素直に引かせていただきます。

最後に、経済制裁をやった場合に、あの何をするかわからない国が、例えばドントンのテポドンたのをどかんと撃つという状況も考えられるわけございまして、我が国が一番考えなきゃならないのは、もちろん、拉致の解決とともに、国民の生命、身体、財産を守るということでございます。

今この国のミサイル防衛システムが、例えば仮にテポドンをどんと撃たれたまよといった場合にどういふ状況にあるのか、つまり、確実に撃ち落とせる状況にあるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

山内政府参考人 お答えいたします。

北朝鮮が経済制裁を受けた場合にミサイルを撃つかどうかというのは一つは仮定でございますので、その点、御理解いただきたいと思うんですが、直接お答えする前に、二点ほどちょっと確認のために申し上げたいと思うんです。現在の北朝鮮がどのような弾道ミサイルを持っているか、あるいは能力はどうかということでございます。先生御案内のように、ドントンのミサイルは、これは数十発から数百発持っていると言われておりますが、現在においてほぼ日本全域をその射程内に入っております。それから、八年ほど前に日本の上空をかすめて太平洋側に落ちましたテポドン、これを持ってあります。それから、さらに射程の長いものを開発中と言われております。

したがって、我々としては、基本的に、我が国に対して重大な脅威というふうにならぬように、そのほか、このような技術が拡散すれば世界の安定に重大な、深刻な影響を与えたと考えております。二点目が、弾道ミサイルに対してどう対応するかという一般論でございますけれども、御案内のとおり、弾道ミサイル技術そのものというのは第二次大戦以来の古い技術です。ただ、問題なのは、従来はこういう速いものを撃ち落とす。そういう技術がございまして、したがって、冷戦時代も、これに対して対応するという方法は基本的に抑止力という考え方によってやっておりました。つまり、撃たれる前にこちらでそれに対応するぞと、したがって、従来、我が国の政策におきまして、基本的にこの抑止力の考え方を、実は日本は米安保条約で日本の防衛力の足る部分を米軍に依存しておるわけでありすけれども、現在の日本とアメリカの防衛協力のあり方を決めております。いわゆるガイドラインというのが九七年にできておりますが、ちょっと讀ませただきますと、「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動」という部分のくだりは、「自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。」、こういうことになっております。したがって、特定の国を云々することは別でございますけれども、基本的には、米軍が打撃力を使うという前提になっております。

長くなりましたけれども、以上を前提に申し上げますと、さきさきながら、当然ながら、我が国の防衛は我が国がやるものでございまして、現在、我が国の対空ミサイル、つまり地对空ミサイル網を持っておりまして、これはパトリオットというものでございまして、能力的に、あの数十年前の湾岸戦争のときに、イスラエルあるいはサウジアラビアを守るために、アメリカがそれを現在より使っているように活躍しましたが、これは日本本土を守るような体制になっております。

しかしながら、当然ながら、そういうものでありますから、おのずと限界がありますので、そういうことを、現在、昨年お決めたいただいた新しい防衛計画の大綱におきまして、弾道ミサイル攻撃に対して、いわゆるミサイル防衛システムを整備を含む必要を体制を確立することにより、実効的な対応、要するに、正面から我が国としてこれに対応するということ体制を確立してございす。

具体的に、一昨年から、このミサイル防衛システム、本格的に導入を始めております。毎年大体一千億から一千五百億円ずつ計上をお願いしております。具体的に、いわゆるイージス艦、これは世界最新鋭のミサイル護衛艦ですが、これの五隻、それから先ほどのパトリオット、これを新しいタイプに切りかえようとして進捗できております。

いずれにいたしましても、先生のおっしゃいますように、こういう状況のもとで国民の安全を守るのは当然の義務でございますので、最重要課題として進めていきたいと思っております。それからもう一つ、申し忘れましたけれども、具体的に整備が進みますと、当然ながら、そのシステムをどうにか使うかということで、そのプロセスというが手続、仕組みが必要になります。ということで、前回の国会で、必要な制度、自衛隊法を改正していただきまして、シビリアンコントロールを前提に迅速に対応できるように仕組みを整えていただきました。

以上です。

園浦委員 時間がなくなりましたので、終わります。ありがとうございます。

赤城委員 次、池坊保子君。

池坊委員 公明党の池坊保子でございます。

北朝鮮問題に引きます前に、十一月のバリ島における爆弾テロ事件について、幾つかの質問を町村務務大臣にしたいと思っております。日本でも一人の方が亡くなりました。お亡くなりになりました方からなる哀悼の意を表しますとともに、おかけをされた方が一日も早くよくなれることを願っております。

情報によりますと、インドネシア政府は事前に爆弾テロ情報入手しており、厳戒態勢をとる最中にテロが起きたと言われております。政府は、インドネシア政府からそれらの情報を全然得ていなかったのございすでしょうか、インドネシアを含む東南アジア地域では、今回の事件の関与が指摘されております。ジャバ・イスラマが活動を先鋭化していると言われております。

今、年間に三十万人もの方が日本からバリ島に訪れております。私たちがバリ島が大好きで、何回とも訪れております。二〇〇二年にもバリ島はテロ事件がございす。そのときの危険情報の危険度は、低い方から二番目の「渡航の是非を検討して下さい。」に引き上げられました。現在では、最も危険度が低い「十分に注意して下さい。」に引き下げられております。

政府は、今後の事件発生後も危険情報を訂正する考えはないか伺っておりますけれども、その危険度を上げない、そういう判断はどういふことと根拠にして行っているのでしょうか、とともに、インドネシア政府の情報の提供あるいは情報の共有議論というのがないのかどうか、その辺をお伺いしたいと存じます。

以上です。

解明いたしましたも、これまで拉致被害者として認定された方々以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があることから、関係省庁が綿密に連携をとりまして、国内外の情報収集や関連する調査、捜査を強力に進めると、全力で事実の解明に努めてあるところでございます。

同調査会との関係でございませうけれども、いわゆる特定失踪者に関する情報を同調査会から私どもに提供いただくこともございます。そういう場合には、これを参考情報として重く受けとめまして、例えば、関係省庁間で横断的に協議いたしましたして、適切な対応がとられるよう政府部内での連絡の緊密化に努めてあるところでございます。

同調査会へ私どもも関与ということがございますけれども、同調査会の活動は民間の任意団体としての活動でございまして、その自主性を尊重するということ、これも一つ重要なことであるというふうに認識をいたしております。そういう観点から、政府としてどういう形でこの調査会に関与するのか、例えば資金的な援助ができないのかというような御趣旨であろうかと思ひますけれども、そういうことにつきましてはやはり慎重な検討が必要であるというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、政府としましては、引き続き、同調査会から提供されました情報等につきましては政府部内で活用を図るなどいたしまして、同調査会との連絡を密にしていまして事実の解明に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

松木委員 もし、アメリカなんかの国民が拉致されたなんということがあったら、相手国に対して軍隊を出動させて被害者救出のために一気に解決するというのはアメリカなんかはよくやるんでしょ。日本の場合はそんなようなことをしないで何とかしようということやっていんだと思うんですけども、なかなか、日本が政府がどうい戦略を持って本気で解決を図ろうというふうには思っていないのかというのがよくわかるんですけども、ですから、こういう民間の団体が自主的にラジオ放送をやつてようとかいろいろなことを考えているんだと思うんですけども、これも一日三十万年間三百万くらいどうやらかかるんじゃないんですか。そして、私も、先ほど言ったとおり、衆議院に当選する前から特定失踪者の方々のおつき合ひが有しまして、自分がパーティーをやりましたら、カンパ箱を持って回ったりなんかずつとしていたんですけども、僕は非常に意味のあることをやっていたらいいと思うので、何かしらもうちょっと国との密な関係を持ってないか、そういうことを常々思うんですけども、

そして、自主性を重んじるという話は今されていましたが、確かにそうなんですけれども、特定失踪者の方々に関しても、やはり何か援助があったら本当に助かるという話は実はあるんですよ。ぜひそこら辺、今すぐ「答えるとしてもそれは無理かもしれないけれども、どんな形であらでもできるのか」ということを、後で結構です、ちょっと考えていただきたいという思っておりますので、どうでしょうか。

江沢江府参事 私も、特定失踪者問題調査会の代表の方々と直接お話しする機会がございます。特定失踪者の家族の方と御一緒に顔にお会いになって、いろいろな御家族の状況とか、あるいはそういう事実の解明につながるような情報の提供もいいただいとおるところでございます。そういうものについては、私のところ限りではなくて、関係のいろいろな調査、捜査を行っているような機関にも十分に提供したいというところでございます。

先ほども申し上げましたように、自主的な活動でございまして、政府がどのような役どころかかわかるところについてはいろいろなお話もございまして、私どもの一方的な考えではなくて調査会側のお考えもあろうかと思ひますので、具体的な、例えば協力についての申し入れ等がございましたら、私もあるいは関係のとらえとろございまして、可能なことについては検討してやりたいというふうに思っております。

松木委員 わかりました。ぜひ、頑張っている方々がいますので、連絡を密にとつてやっていただきたいというふうに思っております。それと、経済制裁についてちょっと聞きたいんですけども、拉致被害者救出のための、早期に制裁を発動することに賛成ですが、イスカノーク、こういうアンケートを教うと家族会が衆議院選挙直前に実施しているんですけども、その結果、当選者の六六・九％が賛成と回答しているようでございますけれども、これはある意味で民意じゃないかなというふうには思っております。総理大臣の一言で経済制裁が可能な状況なんだというふうに私は思っていますけれども、なかなかそこら踏み込まない、なかなか歯がゆい、そんな思いもしておりますけれども、このアンケート調査の結果というものをどういうふうに見られているでしょうか、そこら辺をちょっとお答えいただきたいに思います。

町村務務大臣 国会議員の方々の中に、北朝鮮に対する厳しい対応を求めるといふ声が強いです。この委員会もまたそでございますし、この委員会でも方々についても三分の二の方々が賛成だと、そうしたお考えというものはやはり私も政府としては真摯に受けとめなければいけません。こう考えております。

その上で、先般申し上げたような方針のつとつて拉致問題解決に最大限の努力をしていこう、かように考えているところであります。

松木委員 町村外務大臣から先ほどいろいろ話があったので、余り追及はしませんけれども、拉致の解決なくて国交正常化はあり得ないというのが大前提というふうには私は考えておるわけでございますけれども、どうでしょう。

町村務務大臣 それは日朝平壤宣言にも明らかなとおりでございます、今委員が言われたとおりでございます。

松木委員 ぜひ、この基本線というのは絶対に変えないように、よろしく願ひを申し上げます。一日も早く北朝鮮に拉致された方々を救出しなきゃならない、これが最も我々政治家の一つの大きな課題というふうには思っております。そして、今経済制裁をすくないといひのは、私のチャンネルとかいろいろなチャンネルがあるんですよ。水面下もあるでしょう、いろいろなことを多分やっているというふうには僕は理解もしています。そういうふうには思っております。

この問題というのは、絶対、やはり我が国、この国会全体で、党派を超えて解決していかなきゃいけないというふうに私は思っているわけでございませうけれども、このところは小泉さんも郵政大臣がお忙しかつたようでございます。拉致問題というのは、お忘れになったわけじゃないと思うんですけども、私は松原さんより僕もいのですから言葉が優しいんですけども、ちょっとこのごお事だっているにたいしては、私はそんな気がするんですけども、それはやはり、国民が税金も払ってここで生きているわけでしょう、そうしたら、自分たちが拉致されたとか何かのとき国がどういふうにするのかというのをやはりかたずをんで見ていると私は思うんですけども、こういうことをやはり早く解決しなきゃいけないというのが当然のことだというふうに思っております。

そして、先ほど言ったとおり、小泉さんにはこのご郵政民営化で忙しいんでしょけれども、やはりこの北朝鮮の問題をきっちりやっていたきたい、そして、よくよく考えてみたら、やはり今まで小泉さんが行ったときにちゃんと動いたじゃないですか、いろいろなことが、それはもう我々も認めますよ、そして、家族を帰ってきたり、そういうこともありました。ただ、そのつぼはないのかどうかはさて、随分タミングのいい、参議院選挙の前何かやるとも思つたこともございませうけれども、それは別として、とにかく、北朝鮮という国はトップダウンの国なんだと思うんですけども、金正日、やり方どか動かしやばい、多分、私はそう思っています。その場合、日本の総理大臣がまた北朝鮮に行くのが、第三国で会うのが、あるいは日本に呼び込むのが、いろいろなことあるでしょう、そういうことをやつていかなきゃ、なかなかこの動きというのは出ないよ、そういう気が私はあります。そこら辺をどういふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただきたいに思います。

町村務務大臣 外交交渉にはいろいろやり方があるであろうという委員の御指摘、そのとおりだと思います。確かに、それまでよく存在する否定しては拉致問題を、小泉訪朝のとき初めて認めたということでありまして、やはりトップ会談の効果というのは、あしたの国において大変大きな成果を上げる可能性がある、こういうことは当然事実であろうかと思ひます。しかるべきタイミング、しかるべき条件が整い、三度目の訪朝があるかないかと言われるれば、私は、それを可能性として今から排除するものではございませう。

ただ、たぶん現在、今すぐそれができる状況かという、それは多分ちょっと違うんだろと思っております。しかし、この先より可能性が、可能性があるかないかと問われれば、私は、可能性がないと言つ極端な理由はないので、当然であるとむしろ申し上げます。ただ、たぶんそう、こう思っております。ただ、そのために必要ない条件整備等はやはりやらなければいけないところも、かようにも考えております。

松木委員 我々、今、民主党政権を推せば、それこそ同様にすることでも行つてもらおうかなとか、そんなことも考えていたんですけども、残念ながらそういうふうにもなりませんでした。小泉さんも一年ぐらいで総理大臣をおやめなるような話とかいろいろあります。町村さんがそのころは総理大臣にいられたら可能性があるわけでございますので、それはもう本当にしつかりやっていたらいいんですけども、

そして、国民が見ているのは、この北に、本当に、自分たちがつたところとどうなるんだろ、この北とも国は助け合っているんだろ、これは本当に切実なことだというふうには私は思っておりますので、本当にこれからは、これは政党間というのを超えて、みんなできつかりと真摯に議論もして、そして行動もしなきゃいけない、どこかへ行けというなら、私はどこでも行きますから、そんなことで、ぜひ、このことを一日も早く解決をつける、そういう気持ちで今の為政者の皆さんにこれからは頑張ってもらいたい、我々も頑張ります。

そして、もう一つつけ加えますと、拉致された人の方がまだなれる可能性も多少すよね。そういうことも含めて、しっかりとこれらに対応をしていっていただきたいというふうに思っております。

時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございました。

赤城委員 次は、西村真悟君。

西村(真)委員 西村でございます。

時間もこういう時間です。私の予定質問と重複する質問もございましたので、重複で質問はいたしません。

その上で感想を申し上げますと、六カ国協議に関する報告を拝読して、日本の外務大臣の北朝鮮認識は非常に楽観的だというふうな感じがいたしました。それは、北朝鮮は、すべての核兵器及び既存の核計画の検証可能な廃棄を初めて約束しました。これで朝鮮半島の非核化は実現する上で重要な基礎となるものであります。

当然、北朝鮮は初めに約束しました。一九八五年、北朝鮮はNPT条約に加盟する。一九九二年、北朝鮮は朝鮮半島非核化宣言をする。その後、大騒ぎをして、一九九四年、米朝枠組み合意。そして、二〇〇二年九月十七日、日朝平壤宣言。宣言四項の、核問題の包括的な解決のために、該当するすべての国際的義務を遵守することを確認したと、過去四度非核化宣言を踏んで、これら五項目であるというところは何を意味するのか、過去四回の宣言を守って守らなかったというところを意味する。一九八五年、NPT条約加盟から二〇〇五年のこのたびの六カ国協議における共同宣言の約束まで、二十年の間ずっとやって、また同じところに来る。ということは、この六カ国協議の非核化の宣言は、これら二十年のまじまじの時間を踏まえて、それがよく見えておりましたが、まあ、事実だけ。

北朝鮮が過去に非核化を約束したのは、NPT条約加盟から始めて、私が今読み上げたもので、九月十七日、三年前の平壤共同宣言を含む合計四度である。本年のこの共同宣言で五項目であるということについては、そう認識されておるわけでしょう。御答弁いただけますか。

佐々江府参事 先生が今言及のありました。北朝鮮が当事者でありましてさまざまの約束、あるいは、諸協定、宣言等につきまして、北朝鮮がこれまでたびたび繰り返しそれを履行しなかつたということは、先生のおっしゃるとおりであろうというふうに思ひます。しかしながら、今回の六者協議も同じ運命だというふうには今から断定するのは私は早いというふうに思っております。もちろんこれまで、先ほど大臣が御答弁されましたように、目標について合意しただけでありますから、その辺についての手順をしつかり固めていく上で、北朝鮮が果たしてこれとどういふうに通守する意向があるのか、これは信頼の問題だと思いますけれども、それを一つ一つ検証していくのはいいというふうには思っております。

西村(真)委員 先ほど来、平壤共同宣言は小泉総理大臣の成果というふうにお答えもあつた。まあ、それはそうでしょう。しかし、私は、この六カ国協議も含めて、北朝鮮という側から眺めてみれば、全然様相が異なる。言いが悪いですが、平壤共同宣言は、拉致被害者をおさえて小泉総理を平壤に呼び寄せ、金を払う約束をさせた宣言である。北朝鮮から見たら、そうなる。今回も、北朝鮮から見れば、私がさっき言った、二十年の堂々めぐりの起点にまた戻つただけだというふうに見えるのが北朝鮮からの見方ではないのか。私は、そう思う。

その根拠は、北朝鮮の金正日体制を前提にして核の完全な査察など不可能であるということでもあります。したがって、いずれ近い将来、我が日本が楽天的で北朝鮮非核化の最初の一歩であること今のように期待してやつておたら、ある日突然六カ国協議というものは、イスラエルやインドやパキスタンのように、北朝鮮が核を持つことは前提にたした上の何の話し合いにも変質しているかかわらない、というふうには思つておられない。これは質問でもございませう、御答弁は結構でございます。

六カ国協議の枠組みというのは、そういうふうに変質するだろ、なぜなら、完全な検証など金正日体制のもとで不可能ですから、北朝鮮は、核を放棄すれば、ただの貧乏な、こじきょうな独裁国家、それ以上でもそれ以下でもない、ただ核を持っているからあれをやつているというだけの話。したがって、そう考へるのが常識ではないかと思ひますね。

次に楽天的だと感じたのは、先ほど大臣が読まれた報告書ですが、懸案事項を解決することを基礎として国交を正常化する旨の文言が盛り込まれました。拉致問題を含む懸案事項の解決の重要性を六カ国が確認したと言っていることであります。

北朝鮮は、一貫して拉致問題は解決済みだと言つておたではないでしょうか。先ほど質問にお答えしたように、拉致問題という文言が出てこない。北朝鮮は拉致問題は解決済みだという姿勢を崩さないのではないか。なぜかそれが崩れたような期待は、過剰な希望的観測にすぎないのか、こういうふうに思つたわけでありませう。これはたまたま報告を聞いた上でのご感想でありますか、質問でもございませう。

その上で、重複を避けて、基本的な問題に戻つて質問させていただきます。先ほど来、官房副長官も、大臣、努力しているんだとおっしゃつた。私は、努力しているんだということが認めます。しかし、何ら解決しないというこの現実、我々はいかに把握してこれからいかに脱却すべきであるのかということでもあります。

JR西日本の車両転覆事故のときに、一つの車両に数百人が閉じ込められておた。そして、付近の人々、JRの人、そして地方自治体、警察、総力を挙げて救出に当たつておた。あどきに私は、北朝鮮に拉致、抑留された多くの日本人もそのように救出を待っている人たちである。同じ日本であるにもかかわらず、なぜ方々二十数年放置されて、こちらは人間の尊厳を持った迅速な救出の対象になるんだろかと考えておりました。

なぜ北朝鮮に拉致された日本人の救出に、あの車両の中に閉じ込められた人たちの救出、また十代の子供らすべてを異常な努力のもとに監禁された少女の救出のように我々が対処できないのか、これが最大の我が国の課題であります。

ちょっと私が一方的に申し上げたことばかり長くなりますが、質問自体は重複を避けるので短めにしてお許しいただければと思います。

フジウ大統領は、こし、マルタ共和国の認知権を一事に拒絶したわけでありませう。独裁者に対してお許しすることによつて、多くの東欧の人々の、質問を狂らせてしまつたではないかと、我々も同じような宣言をしなければならぬのではないかと、我が国は平和国家だ。武力は行使しない、しかしその平和平和と叫んでいる中で、最大の平和を踏みなられた国民の運命を我々は救出することができないです。したがって、今構造改革など、改革だ、政治改革だと声高に叫ばれておられますが、真の改革は日本国民を救出し得る日本の政治に転換することではないかと、こら思っております。

そこで、質問を始めますけれども、日本政府は、二〇〇二年九月十七日、拉致被害者の消息を八名死亡と北朝鮮から宣告されて、それを信じて拉致被害者家族に、言われたとおりの言葉で言いますが、残念でございますが、あなたの娘さんは既に亡くなっておられますと死亡宣告をしたわけでありませう。

そこで、改めて聞きますが、現在の日本政府は、北朝鮮が死亡だと宣言した八名は生きているという前提であるのか、北朝鮮の言うとお死んだという前提であるのか、いずれでしょうか。

町村務務大臣 安否不明の拉致の方々について、これまで北朝鮮側から提供された情報あるいは物証は、八名死亡、二名未入境という北朝鮮側の再調査の結果を裏づけるものではないわけであります。したがって、政府としては、被害者の方々が生きておられるという前提で取り組んでまいりました。これもまた取り組んでいく決意をさせていただきます。

西村(真)委員 しかし、冒頭言いましたように、日本政府は死亡宣告をしたんです。死亡宣告をしておいて、今生きてるという前提で臨まれるならば、あどきは間違つておりました。我々は軽率でした。あなたの娘さんは生きておられますということは言ひましたか。

町村務務大臣 申しわけない、私、今手元に資料がないので、死亡宣告を日本政府がしたかどうか、もし資料があるなら、ちょっと事務方から答えさせます。

佐々江府参事 私が局長になる前のごときでございますが、少なくとも私が理解している範囲では、そういうことは日本政府として正式に公表したというふうなことは、私は記憶にございませぬ。そういうことはなかつたというふうに思ひます。

西村(真)委員 事実は、私が冒頭言ったとおり、飯倉公館に被害者を呼んで、一人、一家族ずつ個別の部屋に呼んで、残念ですが、あなたの娘さんは既に死亡されておられますと官房長官と外務副大臣が言つた。これが二〇〇二年の九月十七日のことだったと。私は、今現在生きておられるという前提でやつておたのかどうかを確認しなければならぬと、生きておられるという前提でやつておられるというところは、今御答弁いただいたわけでありませう。

しかも、生きておられる人間の遺骨と称してにせの骨を渡してきた。これがわかつたのは昨年暮れである。その後総理大臣は朝鮮総連の大会に祝賀メッセージを送り続けおた。本年で第二回目、第二回の平壤訪問以降、そのときの昨年と本年、総理大臣は、これは自民党総連という名前かどうかは知りませんが、メッセージの内容を見ても、小泉総理、総理大臣が、いろいろな名前が、朝鮮総連の大会に祝賀メッセージを二年連続で送つておた。にせの骨をつかまれた後も送つておた。この送つた動機は、理由は何ですか、そういうメッセージを送らねばならない理由は、第二回訪朝以降、総理大臣の中に存在するんですか。

杉浦内閣官房副長官 御指摘のメッセージは、自由民主主義総論としてのメッセージでございます。内閣総理大臣としてのメッセージではございませぬ。したがって、政府として、これについての見解を申し上げる立場にはございませぬ。

西村(真)委員 御承知として申し上げます。なぜなら、総理大臣ですから、そういうメッセージを送っているが、政府としては把握すべきです。なぜなら、朝鮮総連ですから、朝鮮総連は、韓国とあり、その幹部の方を書き、日本に潜入する北朝鮮工作員の大陸地帯を見つけたのは私だとやつておたところである。破防法の要請団体だと思ひますよ。華マル、中核派等と並んで、破防法の要請団体だと思ひます。華マル派の大会に総理大臣が祝賀メッセージを送つたというごときにも思ひます。これと同じことをやられていた。したがって、極めて異常だ。民団にも送つておた。自民党総連は五十年間送り続けられているのと同じに聞かせませぬ。第二回平壤訪問以降送つておた。民団では派の朝鮮総連だということをお聞きしております。答えは用意されていないようですから、時間のむだですから次に戻ります。

そこで、今までお聞きしておたこの祝賀メッセージ、それから今回の六カ国協議の文言、これを正確に読みますと、「朝鮮民主主義人民共和国及び日本国は、平壤宣言に従つて、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化するための措置をとることを約束した。」

三年前の平壤宣言は、第一項目で双方の宣言に示された精神と基本原則に従つて国交正常化を早いうちに実現されるためにあらゆる努力を傾けることにし、九月の宣言ですけれども、翌月の十月に日朝国交正常化会談を再開することにしたと、次に、日朝間に存在する諸般の問題に誠意を持って互に強い決意を表明したというところであります。

今回、この六カ国協議の宣言も、三年前の平壤共同宣言も、これは文言と読み、主題は国交正常化です。国交正常化を急ぐ。これが日朝間の主要課題だ。その国交正常化という主要課題を実現するために懸案事項を解決しよう、その懸案事項の中に拉致問題が含まれると日本は言う。北朝鮮は、拉致問題は解決済みだと言つておるわけでありませう。位置づけは国交正常化で一貫しておる。そして、小泉総理は、この七月十九日、私の任期中に日朝国交樹立をすとの強い決意を示したというふうには報道されておる。私は報道で知っているわけですが、

それなら、数え上げますと、この総理の強い決意、そして日本政府は、先ほどの議論でもありましたか、民間が一生涯懸命自腹を切つて北朝鮮が言った五名八名以外の拉致被害者を調べ上げておるに、日本政府は、政府の組織として拉致被害者が総数何名であるかということ、総理大臣に下調べの判断をして、その指令を受ける形跡はないんです。

田中さん、拉致認定したというが、十三歳のときに、目に見る沖で操業して、日本海で行方不明になって、そして三十年後に北朝鮮におるといふことがわかつた寺越さん、拉致としが考えられないじゃありませんか、十三歳の子供が泳いで向こうに行って、生活していたわけではないですか、これを拉致とは認定していません。日本政府は、新たな拉致認定に極めて消極的だ。

日本政府の拉致被害者の数は、北朝鮮が言った数の前年よりかなり動いていないというところ、それなら、日本政府の認識は、日本国のみならず、人権問題として北朝鮮人民の人権には極めて無関心だということ、アメリカは関心を持っておるが、それほどの関心も日本政府は示していないというところ、小泉総理大臣は、第二回平壤訪問において、経済制裁はしないという意向を伝えておた。そして、この例の朝鮮総連の祝賀メッセージである。

これらすべてを総合するならば、確認しませうけれども、日本政府は、拉致問題を棚に上げて国交正常化樹立をしようとしておたのでありませうか。先ほどの答弁と違ひませうけれども、私が今まで申し上げた幾つかの事例を総合すれば、日本政府は、拉致問題にふたをしたまま、未解決のまま国交正常化する方針を進めておたのでありませうかということ、確認のためにお聞きします。御答弁ください。

町村務務大臣 今委員が一つ一つ例証として挙げられたことについて、一つ一つは申し上げませんが、先ほど来、多くの委員からお話しのとおり、日本政府の方針というのは、日朝平壤宣言に基づいて、核、拉致、サミル、こうした諸懸案を包括的に解決した

上で日朝国交正常化を図る、この方針であることは何度も何度も申し上げておりでありまして、拉致問題を棚上げにして国交正常化を図るといった一切考えておりません。

西村(真)委員 三年前の九月十七日、確かに、先ほど私が言った、お気の毒ですが、あなたの娘さんは亡くなっておられます、こう言った、こう言われた家族はこれを信じた。そして、葬式を出して娘は亡くなったという形を作れば拉致問題はそこで終わる、日朝国交正常化交渉が具体的に始まる、こういう手順です。したがって、今のは声を発せざるを得ない。

人間はいつか必ず死ぬんです。拉致被害者である横田めぐみさんのことがわかったのは平成八年、それからでも九年たつてある、あと二十年この状態が続けば、救出を待つ家族はいなくなる、日本国内における拉致被害者救出の声が次第に小さくなる、何もせず時間にたつのを放置すれば、

経済制裁のタイミングがあります。今適切な時期じゃありません、これでまた十年たてば、これは事実上棚上げにするのと同じなんです、北方四島は島ですから、百年たつても島なんです、しかし、拉致被害者は人間なんです、時間がたてば死ぬんです、人間は、したがって、JＲの車両に閉じ込められた日本人の乗客のあの救出と同じだと私は先ほど申し上げた、これほど切迫した事態です、どうか、この切迫した事態を前提にして、この先も放置していたら、結局死に絶えて、拉致問題がなくなって、国交正常化にいくんだというふうに国際社会から見られても仕方がない、我が国家の信義がかかっている、

ということで、私、質問ではありませんので御答弁は結構でございますから、これで私の時間を終わらせていただきます、よろしくお願いします。

赤城委員長 次に、赤嶺政賢君、

赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢でございます。

北京で開示された六カ国協議は、朝鮮半島非核化の基本方向を明記した共同声明を採択して閉幕をいたしました。

共同声明で、北朝鮮が核兵器と既存の核計画を放棄すること、アメリカが朝鮮半島に核兵器を有せず、北朝鮮への攻撃、侵略の意思のないことが確認されたことは、朝鮮半島の非核化を初めとする諸問題の平和的解決への重要な前進となったと考えます。私たちは、この共同声明を心から歓迎しています。

外務大臣は、今度の共同声明についてどのような評価をしておられますか。

町村國務大臣 今回の共同声明、進むべき目標というものを明示した。核のない朝鮮半島ということで、そのために、まず北朝鮮がすべての核計画を放棄し、核を廃棄する等々のことを述べたということ。あるいは、日朝あるいは米朝の国交正常化もその六者協議の中で明示するということなど、一つのいいまじょうか、この朝鮮半島をめぐるさまざまな不安材料の出口というものを明示することができたという意味において、私は意義がある、こう思っております。

ただ、目標を明示したからこれが実現できる、そう簡単なものでもないだろうと思います。したがって、今回の会合におきましては、これをどう具体化していくのか、どういう道筋をたどってこれを具体化していくのかという大変難しい交渉が待ち受けているわけでございますけれども、それをしっかりとやって目標に到達するように、今後さらに努力をしなければいけないということだと私どもは考えております。

赤嶺委員 第四回六カ国協議共同声明という形で大きな目標を各国が合意できた、本当に大きな出来事だったと思います、同時に、今回の協議で本当にこれらの目標に向かって六カ国が共同の前進をしていけるようにという願いを強く持つわけですが、その立場から今回の共同声明について驚愕か伺ってきたいと思します。

共同声明では、北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画の放棄並びにNPT及びAEA保障措置に早期に復帰することを明記しております。この問題で、ウラン濃縮計画をめぐる激しく対立してきた経過が今度の協議の間に報道もありましたが、この点は共同声明の中ではどのようなのですか。

佐々江政府参考人 先生御承知のように、このウラン濃縮計画につきましては、我々は、まさにこの問題が生じたのでこれまでのKEDO等のいわゆる枠組み合意というものが中断されているということで、これが今の北朝鮮に対する、核に対する懸念の非常に大きな引き金になったわけでございます。

この点につきまして、我々は北朝鮮に、ウランの濃縮計画が存在するので、それを速やかに撤去するようということをずっと要求してきているわけでございますが、御承知のとおり、北朝鮮はこの計画自身を否定しているということでございまして、このたびの協議におきましても、北朝鮮は一貫してこの立場を変えんことはなかったというところでございます。

しかしながら、今回の合意によりまして、北朝鮮は、単に核兵器のみならず、すべての既存の核計画を廃棄する、放棄するということを約束したわけでございますから、我々としては当然、この疑念あると思っておりますウラン濃縮計画がその廃棄の対象に含まれていくというふうに考えております。

また、それをさらに確認する意味で、今回の共同声明におきましては、南北の非核化共同宣言については、これを遵守しかつ実施されるべきであるということが明記されております。この南北非核化共同宣言には再処理施設とウラン濃縮施設を保有しないということが規定されているわけでございます。したがいまして、この共同宣言を遵守するということによって、北朝鮮が六者に対して濃縮ウランを保有しないということを約束したことを意味するというふうに理解しております。

赤嶺委員 次に、共同声明が採択された後、「適当な時期に、朝鮮民主主義人民共和国への軽水炉提供問題について議論を行う」という表現をめぐって各国が意見を述べ合っているわけですが、「適当な時期」という解釈をめぐって、各国はどういう立場なのか、そして北朝鮮の表明している立場というのは共同声明に照らしてどのように見ているのでしょうか。

町村國務大臣 この点については、実際、この文書を取りまとめる際に当たって最後まで議論になった点だ、こう聞いております。いろいろな表現ぶりがあったんだろうと思いますけれども、こういう表現になったわけであります。

最後のステートメントの場におきまして、日本側代表佐々江局長からは、「信頼のおける国際的な検証の下、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄するとともに、NPT及びAEA保障措置を含め、原子力の利用に関するすべての国際的合意及び規範を完全に遵守し、国際社会からの信頼を構築することが不可欠であると考えています。我が国としては、これら全てが満たされれば、軽水炉提供問題を議論する用意があります。」と言って、あと、さっきのように、非常に明確に述べました。同じ趣旨の発言がアメリカからもあり、また、若干表現は違いますが、韓国からもそうした表現があったということであります。

ロシアと中国については、多少はつきりしない部分がありますけれども、日中あるいは日ロの話し合いの中で、今申し上げた日本の代表の考え方に彼らも基本的に賛同しているということでありますから、北朝鮮が同時並行だという議論というのは、その場の理解とは全く異なるものであるというふうに私どもは受けとめているところであります。

赤嶺委員 適当な時期ということをめぐって次回の六カ国協議でも大きな議論になると思いますが、ぜひそういう点の合意も確認していただきたいと思うんです。

それで、日朝間の政府間交渉を始めということになりました。これは、今までの拉致問題をテーマにした実務者協議とは違うんですか、それとも性格は同じになるんでしょうか。

佐々江政府参考人 今回の再開につき北朝鮮が同意したこの日朝間の協議をどういうふうに進めるのかということについては、現在北朝鮮と調整中であります。

我々としては、基本的にはこれはこの六者協議において言及されたことの実施を図るための協議であるというふうに思っております。その中心的な課題が拉致問題であるということは明らかであるというふうに思います。

したがいまして、実質的には、昨年八月から三度にわかって行われました実務者協議とほぼ同じような内容を取り上げるということはとりあえず想定してあるわけでございますが、その点につきましては、今後北朝鮮との話し合いの中で、具体的にどういう問題を取り上げていくか話し合っていくことになるだろうというふうに思います。

赤嶺委員 最後ですが、今回の共同宣言では北東アジアの平和の枠組みについても確認しております。その中で、「直接の当事者は、適当な話し合いの場で、朝鮮半島における恒久的な平和体制について協議する。」あるいは「北東アジア地域における安全保障面の協力を促進するための方策というものは何か」という点について、最後にお答えをお願いしたいと思します。

佐々江政府参考人 ただいま先生の御指摘の箇所でございますけれども、これは、六者協議が核の問題、あるいは米朝、日朝の関係の諸懸案の解決を含めまして全体として進んでいく中で、将来、六者会合というものがどういものをさらにその次のステップとして考えるべきかどうかということが議論になったわけでございます。その結果として、将来の北東アジア地域の平和と安定のために、やはり六者の協力が重要だということについて認識の一致があったわけでございます。

その際、いわゆる第二次大戦後の朝鮮戦争の体制、これは休戦協定でございますけれども、それを平和協定に置きかえることの可能性についても話し合いの過程で提起があったわけでございます。将来、米朝関係が正常化し、あるいは日朝関係が正常化し、南北の関係というものが新しい関係にいった場合に、やはりそこは新しい平和的な体制というものが必要であるということが一つあるわけでございます。

そういうことを想定してここに書かれているわけでございますが、こうした話し合いがいつ、どういう場において行われるかということについては、一切具体的な話をしておりません、これは、将来そういう課題があるということを、今の時点で認識したという状況でございます。

それから、先生の今の、直接の当事者はだれかということでございますが、特に、朝鮮戦争に関係した、当事の休戦協定の当事者というのは、北朝鮮と国連を代表するアメリカそれから中国でございますが、当然のことながら韓国もこの直接の当事者に含まれていくんだらうというふうに思います。

他方、朝鮮半島の将来の平和的な体制がどうなるのかということは我が国の安全保障に直接かかわる話でございますので、こうした話が今後あるいは将来行われる場合には、我が国としても関係国とも協議、意思疎通をしながらこれに対応していきたいというふうに思っております。

赤嶺委員 今回の合意を一層前進するための政府の努力を求めまして、私の質問を終わります。

赤城委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十三分散会

[このページのトップに戻る](#)